

出会いイベント「えど恋」業務委託仕様書（案）

- 1 件名
出会いイベント「えど恋」業務委託
- 2 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで。
- 3 事業の目的
結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない独身の区民を対象に、結婚を目的とした男女の出会いの場や機会を創出することで、区内婚姻届出数の増加を図る。
- 4 事業の対象
江戸川区内在住・在勤で、25歳以上の独身の男女
- 5 業務内容
 - (1) 出会いイベント（以下「イベント」という）の開催
 - ① 内容
上記対象に有益な出会いの場や機会を創出するイベントの開催をすること。
ア) イベントの企画・準備、当日の運営
イ) イベントの集客及び周知ポスター（B3サイズ）の作成・印刷・納品
1回目：100部（区民施設58か所＋予備）
2回目：650部（区内広報掲示板470か所＋区民施設58か所＋予備）
※印刷後、区が指定する場所に期日までに納品すること。
ウ) イベント終了後の報告書（参加者アンケートの集計を含む）の作成
 - ② 規模
1回あたり男女各20～30名程度
 - ③ イベント参加料
上限2,000円（飲食代実費相当。実施事業者収入。）
 - ④ 実施時期
区と協議の上、決定すること。
1回目：令和7年12月頃実施予定
2回目：令和8年3月頃実施予定
 - ⑤ 実施回数
初年度は2回（1回あたり2部構成）開催すること。
※第1部：20～30代、第2部：40代のように、ターゲット層を絞って開催。
次年度以降は議決により決定される予算等を鑑み別途協議の上決定する。
 - ⑥ 実施会場
区と協議の上、決定すること（区内にて実施）。

⑦ 報告書

納期：開催月の翌月10営業日以内、電子データにて提出

体裁：A4サイズ

⑧ イベントを実施するうえでの注意点

ア) イベントの内容は、季節ごとの行事やイメージに合った、参加者の興味関心をひくものとし、参加者同士の自然な交流を図るアクティビティやミニゲーム、参加者同士が歓談・交流することのできる機会などをコンテンツとして盛り込むこと。

イ) イベント開始前に婚活等にかかるミニセミナーを実施すること。

ウ) イベント参加者の独身証明書の発行、提出、審査を必須とする。

エ) イベント内で参加者同士のマッチングを行い、件数を実施報告書にて報告すること。

オ) イベント参加者に対し飲食物を提供する場合、アルコール類の提供は不可とする。

(2) 相談体制

イベント後、マッチングがかなわなかった参加者を対象にミニセミナーを行う。ミニセミナー後、協定先（株式会社タプル）提供のガイドブックを配布すること。

ガイドブックの詳細

『恋活・婚活オンライン護身術 GUIDE BOOK』

マッチングアプリを利用する際の注意点等が記載されている。

(3) 区への助言

区が進める本事業に関する助言を行うこと。

(4) その他

① 本区の出会いイベントや結婚支援に属する事業との連携を図ること。

② 受託者は、区と対面またはオンラインにて、事業の進捗状況及び課題の報告、その課題の解決に向けた定期的な打合せを実施すること。

③ 製作物に江戸川区のロゴマーク等を使用する場合、別紙「共生社会シンボルガイドライン」に基づき活用すること。

④ 区ホームページにてイベントの告知および募集受付を行う。

⑤ 区内広報掲示板等にポスターを掲示する場合、掲示にかかる手続きは区で行う。

6 業務報告書

実施報告書

【提出物】 実施報告書電子データ 図書の体裁A4版

【納期】 実施月の内容を翌月10営業日以内

7 契約金額

契約金額には、本委託業務にかかるすべての費用を含む。

8 支払

委託費の支払いは、実施報告書提出および報告完了後一括払いとする。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、区と協議の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号及び江戸川区会計事務規則第88条第1項第11号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。

9 権利の帰属

- (1) 本契約により製作された製作物の著作権・所有権は江戸川区に帰属することとする。また、製作物について、次年度以降も継続して利用する、或いは今後実施する他の事業において使用する可能性があることを承諾しているものとする。
- (2) 製作等にあたり、第三者の著作物を利用する場合には、実施事業者は当該第三者から適切な許諾を事前に得ておくこと。また、委託完了後も区が無償で著作物を利用できるようにすること。

10 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である区が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 業務遂行にあたっては、知的財産権等に十分留意すること。また、区の許可なく他の使用あるいは公表してはならない。業務に係る権利関係について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (4) 上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時には、受託者の自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えた時には、その損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に示す内容は区の要求水準を示すものであり、事業者の創意工夫による代替手段でこれらと同等、またはそれ以上の効果が見込まれる場合には、代替手段の提案を妨げるものではない。

11 再委託

業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ区と協議して承諾を得たときはこの限りでない。なお、再委託にあたっては、以下の内容に加え本仕様書に定める事項について実施事業者と同様に再委託先においても遵守するものとし、実施事業者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

- (1) 受託者は、再委託業者に本委託業務で知りえた情報の秘密を厳守させること。
- (2) 受託者は、受託者と再委託業者との本委託業務に関する契約書の写しを区に提出すること。

12 その他

- (1) 本委託契約の履行中において使用する車両は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定を遵守したものであること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、区、受託者協議の上決定する。